

期 日 令和 3年 3月 2日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和3年 第2回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

令和3年第2回農業委員会総会議事録

令和3年3月2日第2回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 3時00分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程4、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>日程5、議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程6、議案第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程7、議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程8、議案第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程9、議案第10号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について</p> <p>日程10、その他</p>
2	<p>委員定数 11名</p> <p>出席委員 7名</p> <p style="padding-left: 20px;">2番 佐藤健一、 4番 大沼清人、 5番 大嶋紀之、</p> <p style="padding-left: 20px;">6番 仙北 要、 9番 前野憲和、 10番 嘉門宏美、</p> <p style="padding-left: 20px;">11番 仙北清孝</p> <p>欠席委員 4名</p> <p style="padding-left: 20px;">1番 木谷辰彦、 3番 森木信廣、 7番 松倉利幸、</p> <p style="padding-left: 20px;">8番 大嶋利幸</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p style="padding-left: 20px;">5番 大嶋紀之 委員</p> <p style="padding-left: 20px;">6番 仙北 要 委員</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">局長 宮崎勉、次長 佐藤幸喜、係 田中一志</p>
5	<p>本会の書記次のおり</p> <p style="padding-left: 20px;">係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、只今から令和3年第2回増毛町農業委員会総会を開催します。</p> <p>開催にあたり会長から挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>今日は足元が悪いところお集まりご苦労様です。3月に入りまして、天候も安定するのかなと思っていましたら、急に、近年ないのではないかなと思いますけれども大雪になっております。まだ増毛町の方はましなのではないかなと思いますけれども朝早くから降りまして、道路は20センチくらい積もっているのかな、こちらに来る時</p>

	<p>にも除雪作業があちこちでなされておりました。皆さまもですね、自宅や倉庫の除雪などで忙しいのかなと思っております。</p> <p>新型コロナの影響がですね、ちょっと離れたとこの出来事かなと思っておりましたら留萌振興局管内でも発生したということで、今日の農業委員会の総会はディスタンスをとりながらですね、開催ということになりましたのでお知らせしたいと思います。</p> <p>そろそろ今日の大雪が過ぎますと少しずつ雪が解けてきて、なんとなく春の感じになるのかなと思っております。皆さまにおかれましてはですね、そろそろ農作業の準備などもなされているかと思ひますし、果樹園の方では選定作業真っ最中ということだろうと思っております。農作業の方にはですね、十分注意しながらですね、また感染拡大にならないような感染予防もしっかりとりながらですね、過ごしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。今日はちょっと簡単ですけども終わりとさせていただきます。</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席委員は11名中7名であります。1番木谷委員、3番森木委員、7番松倉委員、8番大嶋利幸委員から欠席する旨の通知がありました。増毛町農業委員会会議運営規則6条の規定による定足数に達しています。</p> <p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行を会長にお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは第2回増毛町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程1、増毛町農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は5番大嶋紀之委員、6番仙北要委員にお願ひします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には田中一志君を指名します。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」本議案については、 委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願ひます。暫時休憩します。</p> <p>それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」</p> <p>農地の所有権移転について、次のとおり許可申請があつたが適当と認め許可するものとする。令和3年3月2日提出 増毛町農業委員会会長。</p> <p>記、所在地番 増毛町阿分 、地目 公募現況ともに田、面積 ㎡、当事者名 譲渡人 譲受人 、権利移転理由 。</p> <p>次のページに調査書をつけていますのでご覧ください。第1号全部効率利用 事業に必要な機械を所有して、全ての農地を効率的に耕作すると認められる。第3号信託 信託の引受による権利の取得ではありません。第4号農作業常時従事 常時従事すると認められる。第5号下限面積 0.5ヘクタール以上である。第6号転貸禁止 転貸ではありません。第7号地域調和 地域周辺の農業者と調整済みなため、問題がないと認められる。以上です。</p>
議長 各委員	<p>事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？</p> <p>【無しの声】</p>

議長	それでは議案第4号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第4号については原案どおり可決されました。暫時休憩し、 委員は席へお戻りください。
	再開します。日程4、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 農地の所有権移転について、次のとおり許可申請があったが適当と認め許可するものとする。令和3年3月2日提出 増毛町農業委員会会長。 記、所在地番 増毛町舎熊 他6筆、地目 公募 田と畑と原野 現況 田と果樹畑、面積 m ² 、当事者名 譲渡人 譲受人 、権利移転理由。 次のページに調査書をつけていますのでご覧ください。第1号全部効率利用 であるため特に問題はないと認められる。第3号信託 信託の引受による権利の取得ではありません。第4号農作業常時従事 常時従事すると認められる。第5号下限面積 0.5ヘクタール以上である。第6号転貸禁止 転貸ではありません。第7号地域調和 であるため特に問題はないと認められる。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第5号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第5号については原案どおり可決されました。 日程5、議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」 このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが適当と認め許可するものとする。令和3年3月2日提出 増毛町農業委員会会長。 次のページに通知書をつけていますのでご覧ください。 賃貸人、賃借人 、所在地番 増毛町舎熊、地目 台帳現況共に田、面積 m ² 。次のページをご覧ください。契約内容 基盤強化促進法による賃貸借権、契約期日 令和2年6月30日、契約期間 令和2年7月1日から令和5年3月31日まで、令和3年2月1日に解約の申し入れと合意、土地の引き渡し時期も令和3年2月1日になっています。引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断いたします。後の議案で出てきますが する予定です。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？

各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第6号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第6号については原案どおり可決されました。 日程6、議案第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが適当と認め許可するものとする。令和3年3月2日提出 増毛町農業委員会会長。 次のページに通知書をつけていますのでご覧ください。 賃貸人 [REDACTED]、賃借人 [REDACTED]、所在地番 増毛町信砂 [REDACTED]、地目 台帳現況共に田、面積 [REDACTED] m ² 。次のページをご覧ください。契約内容 基盤強化促進法による賃貸借権、契約期日 平成31年2月26日、契約期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、令和3年2月22日に解約の申し入れと合意、土地の引き渡し時期は令和3年4月10日になっています。引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断いたします。後の議案で出てきますが [REDACTED] する予定です。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第7号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第7号については原案どおり可決されました。 日程7、議案第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが適当と認め許可するものとする。令和3年3月2日提出 増毛町農業委員会会長。 次のページに通知書をつけていますのでご覧ください。 賃貸人 [REDACTED]、賃借人 [REDACTED]、所在地番 増毛町信砂 [REDACTED]、地目 台帳現況共に田、面積 [REDACTED] m ² 。次のページをご覧ください。契約内容 基盤強化促進法による賃貸借権、契約期日 平成31年2月26日、契約期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、令和3年2月22日に解約の申し入れと合意、土地の引き渡し時期は令和3年3月10日になっています。引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断いたします。後の議案で出てきますが [REDACTED] する予定です。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？

各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第8号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第8号については原案どおり可決されました。 日程8、議案第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。
田中	議案第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが適当と認め許可するものとする。令和3年3月2日提出 増毛町農業委員会会長。 次のページに通知書をつけていますのでご覧ください。 賃貸人 []、賃借人 [] []、所在地番 増毛町信砂 []、地目 台帳現況共に田、面積 [] m ² 。次のページをご覧ください。契約内容 基盤強化促進法による賃貸借権、契約期日 令和2年2月27日、契約期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、令和3年2月22日に解約の申し入れと合意、土地の引き渡し時期は令和3年6月30日になっています。引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断いたします。後の議案で出てきますが [] する予定です。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第9号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって議案第9号については原案どおり可決されました。 日程9、議案第10号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」まず初めに所有権1番から8番について事務局に説明を求めます。
田中	議案第10号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」 令和3年2月24日町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による別紙農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を求められたので審議回答するものとする。令和3年3月2日提出、増毛町農業委員会会長。 次のページに総括表をつけていますのでご覧ください。 所有権1番 移転を受ける者 []、移転をする者 []、所在地番 増毛町信砂 []、現況地目 田、面積 [] m ² 、移転の時期 令和3年4月10日、対価 [] 円を4月10日までに口座へ振り込む。 所有権2番 移転を受ける者 []、移転をする者 []、所在地番 増毛町信砂 []、現況地目 田と畑、面積 合計 [] m ² 、移転の時期 令和3年4月10日、対価 [] 円を4月10日までに口座へ振り込む。 所有権3番 移転を受ける者 []、移転をする

者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、
現況地目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年4月10日、対価 [redacted]
円を4月10日までに口座へ振り込む。
所有権4番 移転を受ける者 [redacted]、移転をする
者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、
現況地目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年4月10日、対価 [redacted]
円を4月10日までに口座へ振り込む。
所有権5番 移転を受ける者 [redacted]、移転をする
者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、
現況地目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年3月10日、対価 [redacted]
円を3月10日までに口座へ振り込む。
所有権6番 移転を受ける者 [redacted]、移転をする
者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、現況地
目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年4月10日、対価 [redacted] 円を
4月10日までに口座へ振り込む。
所有権7番 移転を受ける者 [redacted]、移転をする者
[redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]
、現況地目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年6月30日、
対価 [redacted] 円を6月30日までに口座へ振り込む。
所有権8番 移転を受ける者 [redacted]、移転をする者
[redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]
、現況地目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年6月30日、
対価 [redacted] 円を6月30日までに口座へ振り込む。
これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしてい
ます。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？

各委員 【無しの声】

議長 それでは所有権1番から8番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。

各委員 【多数の挙手】

議長 挙手多数。よって所有権1番から8番については原案どおり可決されました。
次に、所有権9番については、[redacted] 委員が事業経営の参画者となっておりますので、
農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の
審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。

それでは再開いたします。所有権9番について事務局に説明を求めます。

田中 所有権9番 移転を受ける者 [redacted]、移転をする
者 [redacted]、所在地番 増毛町阿分 [redacted]
、現況地目 田、面積 [redacted] m²、移転の時期 令和3年3月31日、
対価 [redacted] 円を3月31日までに口座へ振り込む。

これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしてい
ます。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？

各委員	【無しの声】
議長	それでは所有権9番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	挙手多数。よって所有権9番については原案どおり可決されました。暫時休憩し、 委員は席へお戻りください。
	再開します。次に利用権4番から29番、31番から34番について事務局に説明を求めます。
田中	<p>利用権4番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m²、契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>利用権5番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町信砂 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m²、契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃 [redacted] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>利用権6番から28番については、令和3年3月31日で契約が切れるもので、再更新する内容となっています。契約内容に変更がないため各自ご確認をお願いいたします。</p> <p>利用権29番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m²、契約期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日まで、借賃 [redacted] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。</p> <p>利用権31番については、令和3年3月31日で契約が切れるもので、再更新する内容となっています。契約内容に変更がないため各自ご確認をお願いいたします。</p> <p>利用権32番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町別荘 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m²、契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、[redacted]。</p> <p>利用権33番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町別荘 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m²、契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。こちらは使用貸借権となっています。</p> <p>利用権34番 設定を受ける者 [redacted]、設定をする者 [redacted]、所在地番 増毛町別荘 [redacted]、現況地目 田、面積 [redacted] m²、契約期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。こちらも使用貸借権となっています。</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】

